



「こども誰でも通園制度」の利用施設を
令和8年4月から拡充します

本市では、令和7年10月より、認可保育所等を利用していない未就園児を対象に、家庭とは違った遊びや経験を通じて、子どもの育ちを応援し、良質な成育をサポートする「こども誰でも通園制度」を試行的事業として実施しています。4月から全国での本格実施に伴い、実施施設を拡充します。

実施施設
高千帆小百合幼稚園
認定こども園小野田めぐみ幼稚園
ねたろう保育園
認定こども園小野田小百合幼稚園 (令和8年度新規)
認定こども園るんびに幼稚園 (令和8年度新規)
第2るんびに幼稚園(令和8年度新規)

◎対象の子ども

市内に住民登録のある幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に在籍していない0歳6か月～満3歳未満の子ども

◎利用料金 1時間当たり300円

※ご家庭の状況により減免制度があります。

◎利用時間 月10時間(上限)

◎申請方法

①WEB申請

②所定の書類を子育て支援課に提出または郵送

※様式は市ホームページからダウンロードできます。



【WEB申請】



【市HP】



☎756-8601 山陽小野田市役所 子育て支援課 (☎82-1207)



令和8年度交通災害共済に加入しませんか

交通災害共済とは、交通事故に遭われた人に対して、その会費から見舞金をお支払いする相互扶助の制度です。

◎対象 市内在住で住民基本台帳に記録されている人(市内の学校に在学の人、就学等のために市外に転出している人も可)

◎会費 年額1人500円

※1人1口、中途加入の場合も同額です。

◎見舞金額

- 死亡：1,000,000円
- 傷害：10,000～150,000円

◎共済期間

4月1日～令和9年3月31日

※中途加入の場合は、申込日の翌日からとなります。

◎対象となる事故 日本国内で、自動車、電車、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車(小児用の三輪車、乳母

車等の子ども用遊具は除く)、船舶等の交通乗用具運行中に事故が起こり、歩行者または乗車(乗船、搭乗)中の者が死亡したり、ケガをしたりした場合

※ただし、自損行為による事故は対象とならない場合があります。

◎申込方法

自治会便で配布した申込書に記入し、取扱金融機関に会費を添えて提出

※ATM・インターネットバンキングはご利用できません。

※申込書は、取扱金融機関、生活安全課、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所にも備付けています。

◎取扱金融機関 山口銀行、西京銀行、ゆうちょ銀行・郵便局(中国5県内のみ)、山口県農業協同組合

☎生活安全課 (☎82-1133)